

第1 趣旨等

この指針は、岐阜県地球温暖化防止基本条例（平成21年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な事項を定めるものである。

事業者は、次に例示する環境配慮措置の内容を参考に、事業所の特性に応じて、実施可能な措置を選定し、従業員の理解と協力のもとに実施に努めることとし、条例第22条に規定する自動車通勤環境配慮計画書は、この指針に基づいて実施する措置を具体的に記載して作成することとする。

第2 用語

この指針において使用する用語は、条例及び岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則（平成21年岐阜県規則第40号）において使用する用語の例による。

第3 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置

1 推進体制の整備

責任者、担当部署を決めるなど社内の推進体制の整備を図ること。

2 公共交通機関等の利用等への転換

事業者は、従業員が自家用自動車による通勤から、公共交通機関や自転車、徒歩による通勤に転換することを促進するため、次に示す対策を実施すること。

(1) 通勤バスの運行

事業所単独、又は他の事業所と共同して、最寄りの駅から事業所まで、従業員用の通勤バスを運行すること。なお、通勤バスの運行にあたっては、乗車する従業員の人数に応じたバスや低燃費バスなど低公害車の運行に努めること。

(2) 自転車利用の促進

ア 駐輪場の設置等、駐輪環境の改善を図ること。

イ 通勤用自転車を貸与すること。

ウ 着替え用ロッカーやシャワー設備の整備など、自転車を利用して通勤する従業員の利便性の向上を図ること。

(3) パークアンドライドの奨励

パークアンドライドで通勤する従業員が利用するための駐車場を確保すること。

(4) 通勤手当の見直し等

ア 自転車通勤者への手当支給など、通勤手当の見直しを図ること。

イ 自家用自動車の通勤許可基準を強化するなど、通勤制度の見直しを図ること。

ウ 通勤用自転車購入のための補助制度を創設するなど、自家用自動車以外による通勤への助成金を従業員に支給すること。

(5) 旅客輸送事業者等との連携強化

ア 通勤時における公共交通機関の利用促進を図るため、旅客輸送事業者との連携を強化すること。

イ 従業員用通勤バスを共同運行するため、周辺の事業者が旅客輸送事業者との連携を図ること。

(6) 従業員への研修及び啓発

地球温暖化対策に関する研修や、「ノーマイカーデー」の実施など、事業所内において自家用自動車による通勤の自粛を推進する活動を実施すること。

3 エコドライブ等の推進

事業者は、従業員が通勤に使用する自家用自動車の適正な整備や、急発進及び急加速をしない運転など環境負荷を軽減するエコドライブを推進すること並びに従業員が自家用自動車を購入するときは低公害車を選択することを推進するため、次に示す対策を実施する。

(1) 自動車整備の促進

自動車を整備するスペースや工具等を設置すること。

(2) 従業員への支援

低公害車購入のための補助制度を創設すること。

(3) 従業員への研修及び啓発

ア エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ講習に従業員が参加する機会を提供すること。

イ 通勤に使用する自家用自動車を点検整備する機会の提供や、駐車場にアイドリングストップを促す看板を設置するなど、社内においてエコドライブを推進する活動を実施すること。